

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
以下に検討する。	以下に検討する	2	15
検察官 <u>笛吹亨三</u>	検察官 <u>笛吹</u>	2	21
裁判官 <u>唐松寛</u>	裁判官 <u>唐松</u>	2	22
検察官 <u>辻辰三郎</u>	検察官 <u>辻</u>	2	23
裁判官 <u>唐松寛</u>	裁判官 <u>唐松</u>	2	24
重要視していることは、	重要視していること、	5	3
被告人A23の上告趣意	被 <del>宣</del> 人A23の上告趣意	6	3
ト、1025第六回 <u>笛吹</u> 調書	ト、第六回 <u>笛吹</u> 調書	8	3
証人 <u>三笠三郎</u>	証人 <u>三笠</u>	11	7
署名 <u>拇印</u> があつて	署名 <u>拇印</u> があつて	11	16
いわゆる「A28メモ」(証一三一 号の一)	いわゆる「A28メモ(証一三一 号の一)	12	19
リ、1022 <u>笛吹</u> 調書、	リ、1022 <u>笛吹</u> 調書、	16	12
ワ、115 <u>笛吹</u> 調書、	ワ、115 <u>笛吹</u> 調書、	16	13
ヨ、1110 <u>笛吹</u> 調書、	ヨ1110 <u>笛吹</u> 調書、	16	14
階段を昇りながら	階段をA12りながら	17	4
証人 <u>辻辰三郎</u> の供述参照	証人 <u>辻</u> の供述参照	17	12
上告論旨はこれらの点を	上告論旨はこれらの点を	21	16
多数意見がこれに引きこまれて	多数意見がこれ引きこまれて	21	17
不正義が存しないかぎり	不正義が存在しないかぎり	28	16
鈴木 <u>禎次郎</u> 裁判官	鈴木 <u>順次郎</u> 裁判官	34	21
理由の真否を判断するに当り、	理由の真否を判断するに当り、	35	5
この部分はA4やA19が目撃した	この部分はA4やA19が目撃した	40	14
法的価値判断をしようとしなくて、	法的価値判断をしようとしなくて、	41	15
かような事情の際、	かよう事情の際、	54	16
同列車が午前三時〇九分頃	午前三時〇九分頃	58	12
客車各一輛の全軸、	客車各一輛の全軸、	58	15
ブレーキがかかり車輪は	ブレーキがかかり車輪は	61	19
ウンや間違つたことを	ウンや間違つたことを	68	8
私はいわぬといつたところ、	私はいわぬといつたところ、	70	3
述べさせようとする努力	述べさせようとする努力	72	15
ほんとの人間であり、	ほんとの人間であり、	82	23
ハツキリいつたことを記憶してい る。	ハツキリいつたことを記憶してい る。	90	5
裁判官の取調も	裁判官の取調べも	94	11
知らぬといつたので、	知らぬといつたので、	95	19
対策を相談に行く	対を相談に行く	95	21
<u>辻辰三郎</u> の証言	<u>辻</u> の証言	96	2
申上げましたので	申上げましたので	100	14
御取計ひ申上ます	御取計ひ <u>申上</u> ます	100	16
知らぬ筈はないから、	知らぬ筈はないから、	101	11

書いて貰わねばならぬといった。	書いて貰わねばならぬといった。	102	6
多くの部分で	多くの部分で	105	7
1 1 1 2 辻調書	1 1 2 辻調書	108	4
辻辰三郎は証言する	辻は証言する	109	8
八月一三日の件	八月二二日の件	109	9
以上によつても、	上によつても、	112	4
貰うこととは縁遠い	貰うことは縁遠い	113	6
差々原判決が	差々原判決が	126	15
各謀議のうち	各謀議のらち	130	7
驚ろきもせず、	驚きもせず、	134	20
一七日午前一時半頃	七日午前一時半頃	149	23
二二三条一項一号	三二一条一項一号	171	12
過失では到底済まされないものがある のであり、問題の取上げ方、証拠 の扱い方、判決の表現自体に、隠し ても隠しおうせぬ悪意と詐術	過失で悪意と詐術	174	7
予断の所産に外ならず、	予断の所産外ならず、	174	9
良心に従つて為された裁判というに は程遠い	良心に従つて為された裁判ならず、 斯くの如きは人類の良心に挑戦する ものであつて、正に憲法七六条三項 にいわゆる良心に従つて為された裁 判というには程遠い	174	10~12
証拠の湮滅	証拠の湮滅	175	11
自分の方から聞かないことまで	自分の方から聞かないことまで	178	6
今度は真人間になる等	今度は真人間になる等	178	10
別なところがよい	別のところがよい	179	12
次のとおりである。	次のとをりである。	179	16
其責任の大きいこと	其責任の大きいこと	179	18
れいこんにせめらる様な	れいこんにせめられる様な	179	20
A106製板から	A106製版から	180	3
次のように述べている。	次のように述べている)。	182	3
私は其の書面を	私は其の書面を	182	18
言つたことはありません。」)	言つたことはありません。」	183	5
弁護をしてもらいたくないから	弁護してもらいたくないから	183	10
気付くところであろう) むしろ	気付くところであろう) むしろ	183	20
無かつたのではないかと	無かつたのではないかと	183	22
検事山本諫、	検事山本、	184	8
裁判官唐松寛	裁判官唐松	184	8
問 その際証人が	問 その際証人が	185	14
九月二三日附の供述調書か。	九月二三日附の供述調書か。	185	16
何時間位調べにかかつたか。	何時間位調べにがかつたか。	185	20
九月二三日附の供述調書は	九月二三日附の供述調書は	186	23

帰るため <u>か</u> 何かで	帰るため何かで	187	21
未だ済ま <u>ぬ</u> かと言つて	未だ済ま <u>ぬ</u> かと言つて	187	22
調べたよ <u>う</u> な気はする	調べたよ <u>り</u> な気はする	188	4
九〇回公判に <u>お</u> ける	九〇回公判に <u>け</u> る	188	15
絶 <u>対</u> に口外しない	絶 <u>体</u> に口外しない	193	6
三ツコリ笑 <u>い</u>	三ツコリ笑 <u>い</u>	193	11
十分なもの <u>か</u> 感じ取られるのである。	十分なもの <u>が</u> 感じ取られるのである。	195	6
<u>_(</u> この点に関する所論	この点に関する所論	196	22
<u>其</u> の場には私の外に	<u>共</u> の場には私の外に	197	10
無理をされてる形跡などは	無理をされて <u>い</u> る形跡などは	200	18
証人唐松 <u>寛</u>	証人唐松	201	1
遂に見い出し得ないのである。	遂に <u>早</u> い出し得ないのである。	203	10
歩いたというわけでもなく、 <u>_(</u> 帰りは	歩いたというわけでもなく帰りは	208	5
合わなかつたように <u>も</u> 思います	合わなかつたように <u>思</u> います	215	3
思います。 <u>_(</u> いずれにしても	思います、 <u>_(</u> いずれにしても	215	3
大急ぎで行か <u>ぬ</u> と間に合わない	大急ぎで行か <u>ぬ</u> と間に合わない	221	9
共に出勤した時	共に出勤した時	222	7
組合事務所に泊つた	組組合事務所に泊つた	226	10
山本 <u>諫</u> 検事	山本検事	226	21
出勤するまで寝ていた	出勤するまで寝ていた	227	4
間もなく出勤して来た。	間もなく出勤して来た。	229	15
未だ帰つて <u>い</u> なかつたが	未だ帰つて <u>い</u> なかつたが	232	6
検事辻 <u>辰三郎</u> に対する	検事辻に対する	232	17
私はA14さんに会釈して	<u>杉</u> はA14さんに会釈して	233	10
八坂寮へ行つて <u>ゐ</u> た時間	八坂寮へ行つて <u>み</u> た時間	233	18
泊つたりして <u>ゐ</u> ないのだから、	泊つたりして <u>ゐ</u> ないのだから、	236	16
寝る時にはA21とA22は	寝る時にA21とA22は	236	22
と云いました。	と云 <u>い</u> ました。	237	9
詳しく知つて <u>ゐ</u> るのだなあ	詳しく知つて <u>み</u> るのだなあ	237	20
マッチ一箱を取り <u>ズボン</u> の	マッチ一箱を取り <u>ズボン</u> の	238	1
右 <u>ポケット</u> に入れました	右 <u>ポケット</u> に入れました	238	1
<u>其</u> の横道を左に折れ	<u>共</u> の横道を左に折れ	238	12
真暗でしたので <u>ズボン</u> の	真暗でしたので <u>ズボン</u> の	239	3
ポケットからマッチを出し	<u>ポ</u> ケットからマッチを出し	239	3
先きに中に <u>入</u> りました、	先きに中に <u>内</u> りました、	240	14
<u>其</u> の部屋の窓際	<u>共</u> の部屋の窓際	241	3
置いてあるかめから味 <u>噌</u> を	置いてあるかめから味 <u>噌</u> を	241	3
<u>其</u> の頃蚊がゐましたので	<u>共</u> の頃蚊がゐましたので	241	14
事務所の <u>土間</u> へ	事務所の <u>上</u> 間へ	241	22
横になつて <u>ゐ</u> たようで	横になつて <u>ゐ</u> たようで	242	13
使つて <u>ゐ</u> た軍手	使つて <u>ゐ</u> た軍手	245	8
二百五十米 <u>許</u> り行くと	二百五十米 <u>許</u> り行くと	246	20

立 <u>止</u> り様子を見ましたが	立 <u>上</u> り様子を見ましたが	247	24
白のワイシ <u>セ</u> ツ	白のワイシ <u>セ</u> ツ	248	16
約九米 <u>許</u> り抜いたのであります、	約九米 <u>許</u> り抜いたのであります、	249	13
六米 <u>許</u> り抜きました、	六米 <u>許</u> り抜きました、	249	23
八米 <u>許</u> り抜きましたが	八米 <u>許</u> り抜きましたが	249	24
抜いた <u>箇</u> 所にも	抜いた <u>個</u> 所にも	250	2
私は <u>其</u> の部屋で	私は <u>共</u> の部屋で	254	6
取り外したのかどうかは <u>私</u> は	取り外したのかどうかは <u>私</u> は	262	10
見咎められ <u>ぬ</u> よう	見咎められ <u>ぬ</u> よう	265	10
人影を見ま <u>し</u> た、	人影を見ま <u>た</u> 、	269	12
誰とも <u>合</u> はなかつたと思います、	誰とも <u>合</u> はなかつたと思います、	271	15
と話した <u>様</u> な次第です。』	と話した <u>嫌</u> 様次第です。』	275	22
私が言葉を交わした <u>と</u> き	私が言葉を交わした <u>時</u>	279	8